

事務連絡
令和4年2月10日

各市町村スポーツ少年団本部長 様
各スポーツ少年団専門部会長 様

群馬県スポーツ少年団
本部長 松本 博崇

「まん延防止等重点措置」延長に伴う
スポーツ少年団活動について

本件につきましては、1月26日付で通知させていただいておりますが、今般、群馬県教育委員会による部活動の対応等について通知が出されました。

つきましては、2月14日(月)以降のスポーツ少年団活動については下記のとおりとなりますので、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意していただきますよう、お願いいたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

○まん延防止等重点措置期間は、団活動を休止とする。

なお、引き続き全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は可とする。

○全国大会、関東大会及びその予選会等への参加するための活動については、感染防止対策を徹底した上で、必ず保護者の同意を得たうえで必要最小限の活動を認める。

ただし、活動を担当する指導者のみで実施を判断するのではなく、団として責任を持ってその必要性を団関係者と協議し慎重に判断する。